

令和6年7月16日
東京都公立大学法人

【国公立大学初】

東京都公立大学法人 ネイチャーポジティブ宣言を发出

～ 自然と共生する豊かな社会の実現に向けて ～

近年、気候変動や人間活動の増大が、生態系に深刻な影響を及ぼし、生物多様性の損失をもたらしています。このような中、世界的にも気候変動対策と生物多様性への取組は一体的に議論されており、「ネイチャーポジティブ^(注)」の実現が掲げられています。

こうした状況を踏まえ、**東京都公立大学法人は、危機に直面している地球生態系が持続可能な社会の実現に不可欠なものであることを改めて認識し、その保全、研究、教育活動を行うことを誓約する「ネイチャーポジティブ宣言」を发出**します。

(注) ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する

1 東京都公立大学法人 ネイチャーポジティブ宣言のポイント

1. ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルなどに寄与する学問研究、法人経営を一層推進
2. ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルなどについて、学生や一般市民が主体的に学ぶための環境整備を一層推進

(全文は、別紙「東京都公立大学法人 ネイチャーポジティブ宣言」をご参照ください)

※本宣言は、本法人が運営する東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校^(注)の教職員・学生等から意見を募集し、寄せられた意見を踏まえて作成しました。

2 今後の取組

令和3年7月に发出した「気候非常事態宣言」及び令和5年3月に策定した「カーボンニュートラル推進プラン」に基づく各種取組と合わせ、ネイチャーポジティブ宣言に関連する研究成果を社会に還元していくなど、取組を一層推進し、環境報告書の公表を通じて、自然と共生する豊かな社会の実現に貢献すべく、率先して取り組んでいきます。

【参考】

東京都公立大学法人サステナビリティに関する取組

<https://houjin-tmu.ac.jp/sustainability/>



【問合せ先】

東京都公立大学法人 経営企画室環境マネジメント・調整担当

TEL: 03-5990-5856



東京都公立大学法人

東京都公立大学法人 ネイチャーポジティブ宣言

本法人は、危機に直面している地球生態系が、持続可能な社会の実現に不可欠な国際公共財であることを再認識し、その保全、研究、教育活動を行なうことを誓約し、ネイチャーポジティブ宣言を発出する。

1. ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルなどに寄与する学問研究、法人経営を一層推進する
2. ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルなどについて、学生や一般市民が主体的に学ぶための環境整備を一層推進する

2024年7月16日

東京都公立大学法人	理事長	山本	良一
東京都立大学	学長	大橋	隆哉
東京都立産業技術大学院大学	学長	橋本	洋志
東京都立産業技術高等専門学校	校長	吉澤	昌純

「東京都公立大学法人 ネイチャーポジティブ宣言」発出の意義

（背景）

人類は毎日3億トンもの天然資源を消費し、膨大な廃棄物を環境中に排出している。その一つである化石燃料由来の二酸化炭素は毎日1億トンも大気中に放出され、近年の地球温暖化の主要因となっている。2023年の地球の平均気温は14.98℃で産業革命前より1.45℃高く、パリ協定の1.5℃目標は風前の灯となっている。また、海の温暖化も加速しており、2023年には世界の海洋の90%で、数日から数年にわたり急激に海水温が上昇する海洋熱波が発生した。

こうした気候変動により増幅された極端気象や、土地と海の利用の変化、乱獲、外来種の侵入、化学物質による汚染などの人間活動の増大が、人類や他の生物の生存基盤である生態系に深刻な影響を及ぼし生物多様性の損失をもたらしている。

（世界や国内の動き）

1992年の国連環境開発会議以降、気候変動対策と生物多様性への取組は一体的に議論されてきた。2022年の国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）の「シャルム・エル・シェイク実施計画」では、気候変動の緩和・適応策に生態系の保護・保全・再生が果たす役割の重要性について記載されている。

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）等においては、ネイチャーポジティブ¹の考え方が掲げられた。日本においては、2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」の中で、2030年のネイチャーポジティブの実現という目標を掲げており、ネイチャーポジティブ宣言の発出、登録が呼びかけられている。東京都においても、2023年4月に改訂した「東京都生物多様性地域戦略」の中で、2030年目標にネイチャーポジティブの実現を掲げ、様々な取組が進められている。

（法人として宣言を発出する意義）

本法人には、都が設置した公立大学法人として、大都市課題解決につながる研究等、都立の高等教育機関ならではの研究活動を推進するとともに、その成果を都民や地域社会に還元し、さらには世界へと波及させ、持続可能な社会の実現に貢献する責務がある。この観点から、ネイチャーポジティブに係る研究、教育も本法人の重要な使命の一つである。

生物多様性に係る研究については、都立大学の牧野標本館に所蔵されている、牧野富太郎博士が収集した絶滅した植物を含む膨大な植物標本を活用して、植物の多様性に関する研究が進められている。また、1968年の小笠原返還以降、小笠原に研究施設を持つ国内唯一の大学として小笠原諸島の生態系等の調査、研究を実施しており、その研究成果は2011年の小笠原世界自然遺産登録にも大きく貢献した。その他にも、生物多様性情報の利活用や人と自然の多様な関係に関する研究などを実施している。

これまで2021年7月に「気候非常事態宣言」を発出し、カーボンニュートラル推進プランに基づく各種取組を推進してきた。今後は、ネイチャーポジティブ宣言で掲げた内容も含め、研究成果を社会に還元していくなど、取組を一層推進していく。

¹ ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する。ネイチャーポジティブの実現は、SDGsにおけるゴール14（海の豊かさを守ろう）、15（陸の豊かさを守ろう）等の達成にも寄与するものとなる。